（福）精華町社会福祉協議会マスコットキャラクター
着ぐるみの派遣に関する内部規程

（趣旨）

第１条　この規程は、（福）精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有するマスコットキャラクターの着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の派遣依頼があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（申請者）

第２条　着ぐるみの派遣を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）原則として、精華町内に活動拠点を有する団体であること

（２）特定の政治・宗教に関する団体でないこと

（承認基準）

第３条　本会の着ぐるみを派遣するための承認基準は、次の各号のいずれにも該当するイベントである場合とする。

（１）イベントが本会の広報に資するものであり、公益性が認められること

（２）イベントが公序良俗に反するものでないこと

（３）イベントが政治・宗教に関するものでないこと

（４）イベントが本会の品位を傷つけるおそれのあるものでないこと

（５）イベントが特定個人の売名等に利用するものでないこと

（６）イベントが本会の名称を利用して、もっぱら私的な利益を追求しようとするものでないこと

（７）イベントにかかる入場料等、主催者の徴収する料金が社会通念上かけ離れたものでないこと

（８）イベントの実施にあたり、公衆衛生、災害防止等の措置を十分講じていること

（９）その他、本会の事業等を地域住民に広く周知するために特に効果的であると本会事務局長が認めた事業

（派遣申請）

第４条　着ぐるみの派遣を申請する者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ派遣申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、本会事務局長に提出し、その許可を受けなければならない。

（派遣の許可）

第５条　本会事務局長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの派遣を許可する。

（１）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

（２）第３条の基準に反するおそれのあるとき。
（３）その他、本会事務局長が着ぐるみの使用について適当でないと認めるとき。
２ 前項の許可は、着ぐるみ派遣許可書（様式第２号）をもって行う。

（使用上の遵守事項）
第６条　申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）許可された用途のみに使用すること。
（２）その他、本会事務局長が特に付した条件に従って使用すること。

（派遣費用）
第７条　本会着ぐるみの派遣費用は無料とする。ただし、会場使用料及び駐車料金等、着ぐるみの派遣にかかる諸費用については、申請者が負担するものとする。

（貸与許可の取消）
第８条　申請者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、申請者に損害が生じても本会はその責めを負わない。

（原状復帰）
第９条　着ぐるみを故意または不適切な扱いで汚損した場合は、申請者の責任と負担により修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（本会の責任）
第１０条　着ぐるみの使用により申請者が被った被害に対しては、本会は一切その責めを負わない。

（補則）
第１１条　この規程に定めるものの他、着ぐるみの派遣に係る必要な事項は、本会事務局長が別に定める。

附　則
１　この規程は、平成２３年１１月　１日から施行する。